

○湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進協議会規則

平成29年3月31日

規則第16号

改正 平成29年9月29日規則第25号

令和4年3月31日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例（平成29年湯沢市条例第1号）第12条の規定に基づき、湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、まちづくり協働課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第25号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。